

高収益作物次期作支援交付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の発生により売上が減少する等の影響を受けた**高収益作物（野菜・花き・果樹・茶等）**について、**次期作に前向きに取り組む生産者の皆様への支援制度**があります。

<交付金の対象となる生産者>

令和2年2月～4月の間に野菜、花き、果樹、茶について出荷実績^(注1)がある、または廃棄等により出荷できなかった生産者

<支援メニュー>

- ・次期作に前向きに取り組む生産者への支援
- ・厳選出荷に取り組む生産者への支援

(注1) 5月以降の支援対象となる高収益作物品目は農林水産省生産局長が定め、公募ごとに示されます。

1. 生産者への支援内容

(1) 種苗等の資材購入や機械レンタル等を支援

次期作において以下の取組類型から**2つ以上**の取組項目^(注2)を同一ほ場で実施^(注3)した場合、**5万円/10a**（中山間は1割加算）が交付^(注4)されます。

また、高集約型経営である施設園芸については個別に交付単価が設定され、施設花きで**80万円/10a**、施設果樹で**25万円/10a**が交付^(注5)されます。

取組類型

取組項目

ア 生産・流通コストの削減に資する取組

- ①機械化体系の導入
- ②集出荷経費の削減に資する資材の導入

イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組

- ①品目・品種等の導入
- ②肥料・農薬等の導入
- ③かん水設備等の導入

ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組

- ①土壌改良・排水対策の実施
- ②被害防止技術の導入

エ 作業環境の改善に資する取組

- ①労働安全確認事項の実施
- ②農業機械への安全装置の追加導入、ほ場環境改善、軽労化対策の導入

オ 事業継続計画の策定の取組

- ①事業継続計画の策定等

(注2) 同一ほ場において同じ取組項目を選択することはできません。

また、エとオの取組項目の2つを同時に選択することはできません。

(注3) 取組を実施したことが確認できる証拠書類（購入伝票、作業日誌、写真等）が必要です。

(注4) 交付は1ほ場につき1回限りです。

(注5) 加温・灌水・空調設備の整った施設で栽培されていること等が条件です。また、対象としない品目もありますのでご注意ください。

(2) 新たな品種や新技術の導入等の取組を支援

次期作において以下の取組類型から**1つ以上**の取組項目を実施^(注6)した場合、実施した取組類型ごとに**2万円/10a**（中山間は1割加算）が交付^(注7)されます。

| 取組類型 | 取組項目 |
|-------------------------------|--|
| ア 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備 | ①新規契約の締結 ②追加契約の締結 ③需要開拓による販路の変更 |
| イ 新品種・新技術導入等に向けた取組 | ①都道府県知事が定める新品種の導入 ②都道府県知事が定める新技術の導入 |
| ウ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP等の取組 | ①残留農薬基準等への対応 ②有機農業の認証取得に向けた取組 ③GAPの認証取得に向けた取組 ④MPS（花き生産総合認証）の取得に向けた取組 |

(注6) 取組を実施したことが確認できる証拠書類（購入伝票、作業日誌、写真等）が必要です。

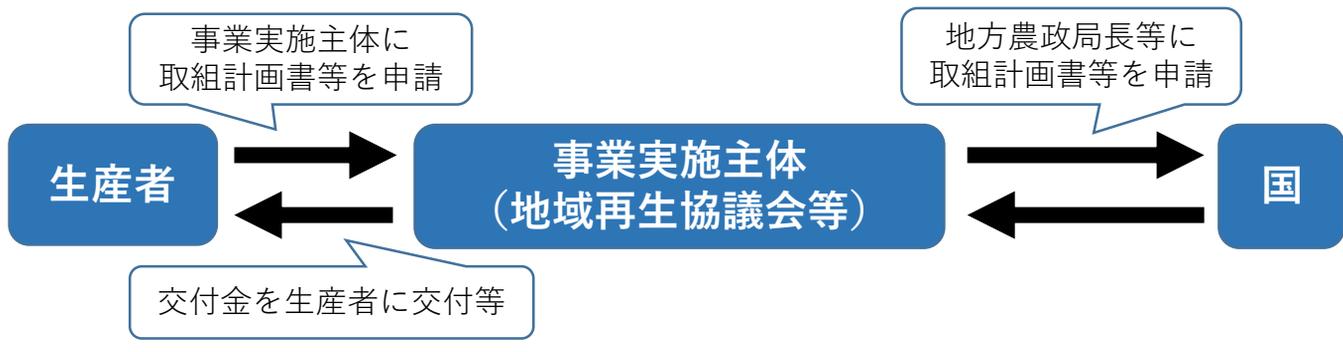
(注7) 交付は取組類型ごとに1ほ場につき1回限りです。

(3) 厳選出荷に取り組む生産者への支援

産地の取り決めに基づき、花きや茶等の高品質なものを厳選して出荷する取組に対して、**1人あたり2,200円/日**が交付されます。

2. 事業の流れと公募スケジュール

本事業は、地域で組織される事業実施主体が窓口となり、国への申請や生産者の取組等の取りまとめや交付金の交付等を行います。



また、公募は複数回行われる予定です。

| | |
|-------|----------|
| 第2回公募 | 終了しました |
| 第3回公募 | 令和2年8月開始 |

交付金の要領要綱等は
右のQRコードから
入手できます



※農林水産省のHPが開きます

詳しくは、最寄りの営農センターまで
お問い合わせください。

JA津安芸